

緊急課題解決 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

(主担当部局：環境生活部)

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数	/	3件	4件	4件		4件
	1件	2件	4件			/
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数					
27年度目標値の考え方（みえ県民カピジョンの記載内容を転記）	事案ごとの現在の支障の状況や地元との協議・調整等、対策工法に係る技術検討専門委員会での検討状況をふまえ、4事案全てについて、行政代執行による環境修復に着手することとし、目標値を設定しました。					

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数	/	3件	4件	4件		4件
		1件	2件	4件			/
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	/	3% (23年度)	10% (24年度)	33% (25年度)		33% (26年度)
		0% (22年度)	9% (23年度)	25% (24年度)			/

進捗状況（現状と課題）

- ①産業廃棄物が不適正処理された4事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を行っています。産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事を継続しています。また、中溜池側の調整池および管理用道路の設置工事を行うにあたり、境界確定のための用地測量を実施しています。今後、中溜池側と西水路側の必要な土地について、用地買収等を行っていく必要があります。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、既設の集油管等による廃油回収を行うとともに、鋼矢板の追加設置等の本体工事および廃棄物保管庫等の付帯施設の設置工事に着手しました。当該事案は河川区域内であり、原則的に非出水期の施工に限定されるため、工事の進捗を適切に図っていく必要があります。
 - ・桑名市五反田事案については、廃棄物等の掘削・除去の本体工事で使用する選別・ストックヤードの設置工事を進めています。周辺環境対策に留意し廃棄物等の掘削・除去等の作業を実施していく必要があります。
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤の注入対策を継続し、硫化水素濃度の低下を確認しています。また、第2段階の整形覆土工事に係る関係機関との協議を進めています。工事の実施にあたって、硫化水素に対する安全を確保し廃棄物の掘削・除去等の作業を進める必要があります。
- ②継続的なモニタリングが必要な四日市市下海老事案および伊賀市比土事案について、水質等の分析（5月、8月）を実施しました。
- ③行政代執行費用の徴収は、国税滞納処分の例によることとなっており、平成25年度に作成した徴収事務マニュアルを活用しながら原因者の財産調査等を実施しています。
- ④産業廃棄物の適正処理の推進のため、環境技術指導員が紙マニフェスト発行件数の多い事業者や、電子マニフェストの導入が進んでいない事業者を重点的に訪問し電子マニフェスト活用の普及啓発をしています。今後も引き続き利用事例集やタブレット端末を使用するなど理解を得やすい方法により、電子マニフェストと優良認定業者の活用を促進する必要があります。
- ⑤産業廃棄物排出事業者団体（三重県産業廃棄物対策推進協議会）への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子マニフェストの運用相談会および操作体験研修会を開催しています。今後も、さらに普及を促進する必要があります。
- ⑥産業廃棄物処理業者においても電子マニフェストや優良産廃処理業者認定制度の取組が必要であるため、一般社団法人三重県産業廃棄物協会と緊密に連携して優良認定業者の育成に取り組んでいます。今後も引き続き優良認定業者の育成に向け取り組む必要があります。
- ⑦産業廃棄物処理業者が優良認定を取得する際のインセンティブとなるような仕組みづくりについて、県自らが優良認定業者等を活用する仕組みを、優良認定業者数をふまえながら関係部局と引き続き協議、検討していく必要があります。

平成27年度の取組方向

- ①平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、中溜池側と西水路側の調整池および管理用道路の用地買収等を行ったうえで、設置工事を進めます。

- ・桑名市源十郎新田事案については、引き続き鋼矢板の追加設置および一部掘削を伴う廃油の回収作業等を実施します。また、掘削等により発生する汚染土壌および廃棄物の運搬・処分を実施します。
 - ・桑名市五反田事案については、引き続き廃棄物等の掘削・除去等の本体工事を実施します。
 - ・四日市市内山事案については、整形覆土工を継続し、整形時に発生する廃棄物の運搬・処分を実施します。
- ②四日市市下海老事案および伊賀市比土事案について、モニタリングを実施します。
 - ③行政代執行費用の徴収について、引き続き差押可能財産の把握に努めます。また、排出事業者等の責任追及を引き続き実施します。
 - ④引き続き、環境技術指導員により電子マニフェスト等の活用が進んでいない業界を中心に訪問する際に、実際に操作を体験できるタブレット端末を活用するなどして、電子マニフェストや優良認定業者の利活用を進めます。
 - ⑤排出事業者向けに産業廃棄物の適正管理に向けたセミナーを実施するとともに電子マニフェストに係る操作体験研修、運用相談会の開催など産業廃棄物の適正処理の推進の取組を進めます。また、さらなる普及に向けて、利便性の高いスマートフォンなどを活用した効果的な促進の方法について関係機関と協議していきます。
 - ⑥一般社団法人三重県産業廃棄物協会と連携し産業廃棄物処理業者に電子マニフェストの活用を進めるとともに、優良認定業者の育成に向け取り組んでいきます。
 - ⑦県自らが産業廃棄物の処理を委託する場合の仕組みづくりについて、関係部局と具体的な手法等について検討します。

主な事業

① 環境修復事業

予算額：(26) 2,795,219千円 → (27) 3,795,953千円

事業概要：生活環境保全上の支障等のある4つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策を実施していきます。

② 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業

予算額：(26) 23,355千円 → (27) 28,113千円

事業概要：産業廃棄物の適正処理の確保に向け、多量排出事業者を対象とした個別訪問等に加え、電子マニフェストの普及促進のため、ICカードとスマートフォンを組み合わせた新しい方法についてモデル的な取組を行います。